

集団転作のしくみと成立条件

清武 勝(宮崎県総合農業試験場)

KIYOTAKE, M.: The Construction and Conditions of the Collective Conversion of Planting in Paddy field

1. はじめに

水田利用再編の第Ⅱ期対策から全国的に推進されている集団転作は、本県でも地域の営農諸条件に合わせて各地で実施され、1981年度では17.4%と全国平均(都府県18.1%)とおおむね同程度の達成率をあげている。今回は、その集団転作(とくに連担団地)について、しくみ、利点、推進方法などを事例をもとに報告する。なお、事例としてあげた北諸県郡三股町は、連担団地化率が3年間平均で70%に達し、県内はもちろん全国でもトップグループに位置している。

2. 集団転作のしくみ

1) 計画期間 1981年度から1983年度までの3年計画で、毎年転作圃場が1筆ごとに計画、表示されている。

2) 対象地区 転作機会を均等にし、地域全体の土地利用をはかるため、町内全水田を対象としている。その結果、1981年度では、295.9haの転作のうち、207.2ha(59団地)が連担団地として成立した。

3) 団地方式 59団地の内訳をみると、3年単位で集団転作団を移動するブロックローテーション方式が最も多く、34団地142.3ha(68.7%)、次いで特定の圃場で連続的に転作を続けていく固定方式21団地45.4ha(21.9%)、団地を2分して交互に集団転作田と稲作付田をくり返す輪換方式4団地19.5ha(9.4%)となっている。このように、同じ連担団地といっても、地区の条件の違いによっていろいろな方式が取り入れられている。

4) 団地の規模 1団地当たりの参加戸数は多い(県平均21.2戸、三股町22.4戸)が、1戸当たり面積は少い(同22.2a、同15.6a)。すなわち、多くの農家が少しずつの水田を結集した団地形成といえる。

5) 推進組織と線引き 町事務局は、4名(正式職員は1名で、他は委託1名、臨時2名)のスタッフで生まれ、各自の役割を適切に配して、十分な指導、援助体制がとられている。地元推進組織は、大字単位の地区水田利用再編対策会議(7地区)および集落単位の集落水田利用再編対策会議(25集落)からなっている。線引きにあたっては、それぞれの地区推進員(1名)と集落推進員(3名)が中心となり、関係者の意見を入れて、主に用・排水系統に留

意しながら、団地別の策定作業が進められた。

3. 集団転作の効果

町事務局や調査農家による集団転作の効果は、次のようである。

- 1) 排水制御がしやすくなり、作物選択、収量、品質の向上、労力、資金の節減につながる。
- 2) 用水の利用率が高まり、水稻作にも好影響となる。
- 3) 貸借、交換等農地の権利移動が計画的に進む。
- 4) 請負い、共同作業がしやすくなる。
- 5) 転作奨励金が加算される。
- 6) 地域ぐるみの計画参加により、地域連帯感の醸成につながる。

4. 集団転作の成立条件

集団化が成立した主な条件は次のとおりである。

- 1) 町事務局自身が、第Ⅱ期対策では集団転作を行う決定をし、体制作りを率先して進めたこと。
- 2) 地元推進組織に将来のビジョンを示し、研修、視察活動を実施することによって、自主的に活動できる能力をもった組織に育てあげたこと。
- 3) 同町は土地基盤整備率が高く、団地化への受け皿ができていたこと。
- 4) 飼料供給契約が積極的に結ばれ(1981年度転作面積の27%が締結)、交換耕作が円滑に進んだこと。
- 5) サイロ建設の町単独補助や地元が手作り施設(排水路等)を整備する際に、機械の無料貸付け、資材の原価販布等の助成を行ったこと。
- 6) 大豆を転作奨励作物と決め、種子の確保、生産組織作り、機械導入、技術指導を行ったこと。
- 7) 地元農協は、転作による和牛増頭を期して1戸1頭増頭運動を起し、側面援助したこと。
- 8) 町は、推進費用の予算化、研修会開催、広報活動、モデル地区作りなど、全町的な運動を行ったこと。

5. むすび

三股町では、1982年、1983年も順調に集団化計画が実施にうつされ、所期の成果をあげてきたが、さらに集団化の利点を活用し、転作定着化の有効な方法として発展させ、広めていくことが必要と思われる。